

可児市福祉センター 個別施設計画

令和2年12月

可児市福祉部高齢福祉課

目次

1	目的と位置づけ	1
(1)	目的	1
(2)	位置づけ	1
2	計画期間	1
3	対象施設	1
4	施設の現状と課題	1
(1)	現状	1
(2)	課題	3
5	今後の方向性	3
6	施設の劣化状況	4
7	施設の日常点検	4
8	対策の優先順位の考え方	4
9	対策内容と実施時期	4

1 目的と位置づけ

(1) 目的

本計画は、可児市公共施設等マネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）および可児市公共施設等マネジメント基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断により得られた個別施設の状態や、維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定め、長期的な視点から財政負担の軽減・平準化を図りながら老朽化対策等に取り組むために定めます。

(2) 位置づけ

本計画は国のインフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」で決定）に基づく個別施設計画として位置づけます。

また、可児市公共施設等総合管理計画（基本方針及び基本計画）の下位計画に位置づけます。

2 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。計画の達成状況を踏まえて、本計画は 5 年を目安に見直しを行うものとします。

なお、計画期間内であっても、社会情勢による状況の変化、事業の進捗状況等に応じ計画の見直しを行うこととします。

3 対象施設

本計画の対象施設は、以下の施設とします。

番号	施設名	所在地	敷地面積	延床面積
1	福祉センター	今渡 682-1	10696.19 m ²	3496.77 m ²

4 施設の現状と課題

(1) 現状

ア 施設概要（ソフト面）

施設の設置目的	市民の福祉の増進をはかるため、相談・講座・研修会等の会場提供を行う。
施設の構成	ホール、会議室、和室、視聴覚室、調理実習室
施設で行われる事務サービスの内容	ホール、会議室などの施設貸出し 開館時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 休館日：12 月 29 日～翌年の 1 月 3 日

料金体系（時間当たり）	大ホール 3,650 円/時間、2 階第 1 会議室・視聴覚室・調理実習室 780 円/時間、1 階会議室・1 階和室 1・1 階和室 2・2 階第 2 会議室・2 階第 3 会議室 510 円/時間、2 階和室 160 円/時間、相談室 100 円/時間、その他の設備 2,200 円/日（※1 人につき 1,000 円を超える入場料を徴収する場合又は営利を目的として使用する場合は 3 倍）
-------------	---

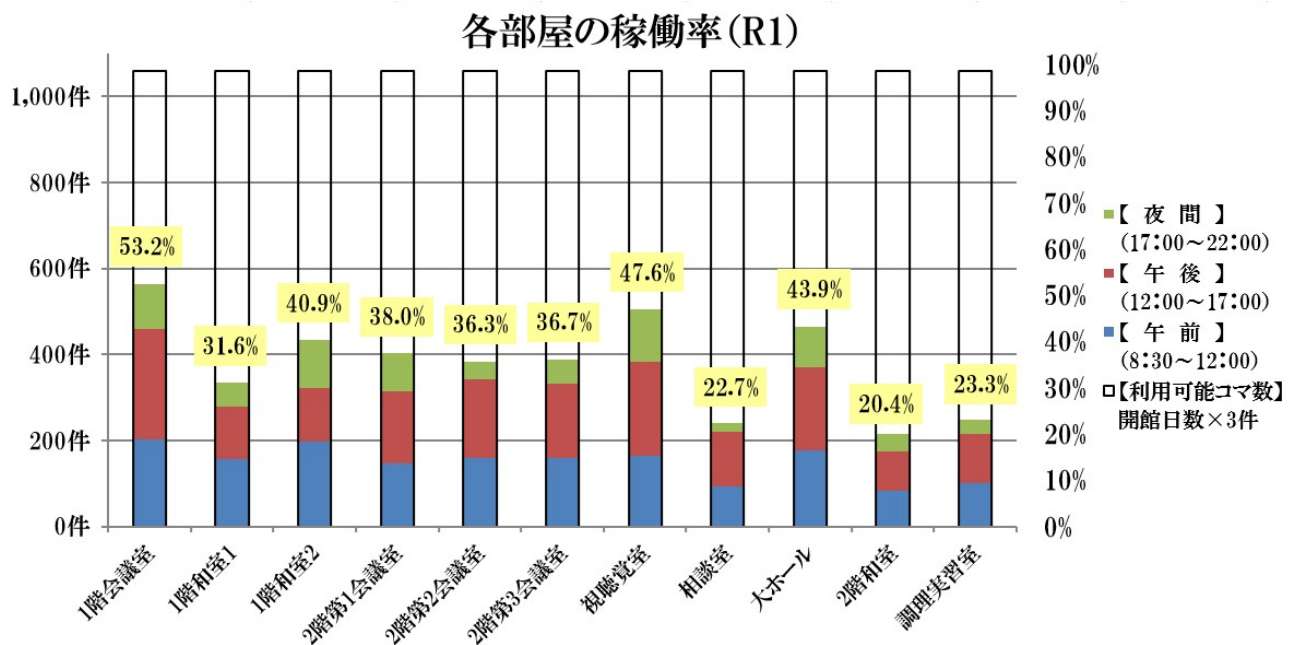
イ 施設概要（ハード面）

施設名称	建築年度	構造	階層数	屋根	外壁	耐震状況
福祉センター	S53	RC・S	2	シート防水	タイル	ホール棟耐震性あり（H13）

※構造 RC・S=鉄筋コンクリート造・鉄骨造

ウ 施設の利用状況

(7) 稼働率



1 階会議室、視聴覚室、大ホールは他の部屋に比べ稼働率が高い状況です。一方、相談室、2 階和室、調理実習室は他の部屋に比べ稼働率が低い状況です。

(イ) 利用許可件数の推移

年度	利用許可件数
H20	1,516 件
H21	2,320 件
H22	2,699 件
H23	3,048 件
H24	2,984 件

H25	3,068 件
H26	2,925 件
H27	3,055 件
H28	3,030 件
H29	2,886 件
H30	2,920 件
R1	2,664 件

平成 23 年度以降、3,000 件前後で推移していますが、令和元年度は新型コロナウイルスの関係で減少しています。

エ その他

(7) 施設の防災面の視点

可児市防災計画では、第 2 次避難所に指定されており、併せて福祉避難所（避難行動要支援者優先避難所）及び救援物資の 2 次物流拠点に指定されています。また、災害時の優先電話設置場所に指定されています。

(2) 課題

○施設目的と利用実態

福祉センターは、福祉・文化施設の充実と大規模な催しや会議に利用可能な施設不足を解消することを目的に建設されました。現在は、社会福祉協議会の事務所や障がい者施設などが入り福祉拠点としての機能を持つほか、大規模ホールや会議室などの貸館機能を有しています。施設の稼働率については、営利目的の利用も可能であり、全体でも高い状況となっています。

地区センターや文化創造センターの建設により、福祉センターと同様の貸館機能が充足されてきました。地区センターの利用制限が見直しされ、福祉センターの利用頻度を検証した上で貸館機能のあり方を検討していくことが必要です。

5 今後の方向性

○施設のあり方の再検証

旧公民館についてはその利用制限が見直しされ、平成 30 年 4 月から地区センターへ移行しました。これにより地区センターの貸館において営利目的での利用が可能となりました。地区センターの貸館サービスと福祉センターとの差異がなくなると考えられ、今後の利用状況を注視する必要があります。

現時点で福祉センターの稼働率は高いため、公民館の見直しに伴い福祉センターの貸館の利用が減少した場合や、建替え時には貸館サービス（ホール、会議室など）の廃止を検討するとともに、児童福祉や障がい者福祉等、福祉の複合拠点施設としての更新を検討します。

6 施設の劣化状況

建物内部、屋根、外壁について部位ごとの目視による確認を基本とし、部分的に触手及び打診調査を実施しました。

○建物の劣化状況の評価の定義

劣化度	評価基準
A	概ね良好。特に修繕上問題となる事項なし。
B	部分的な劣化が見られる。経過観察または修繕対応。
C	広範囲に劣化が見られる。5年以内に改修が必要。
D	劣化の程度が大きく、早急な対応が必要。
－	点検対象外。

○施設別項目別劣化状況

名称	劣化状況					
	屋根	外壁	内部	電気	給排水	空調
福祉センター	C	C	C	C	C	C

7 施設の日常点検

施設利用者の安全確保、施設の予防保全による長寿命化のため、施設の日常点検（自主点検、法令点検、定期点検）を行います。点検において確認された不具合等については、履歴として記録し、以後に、修繕、改修を行う際や個別施設計画を見直す際に、考慮します。

8 対策の優先順位の考え方

利用者の安全性確保に係る改修を最優先とし、個別施設の劣化状況、各施設の利用状況、今後の方向性等を勘案し、総合的に判断します。

9 対策内容と実施時期

対象施設における今後の対策時期、内容、費用を算出しました。

費用は本計画策定時点における概算であり、工事発注時における詳細な設計や今後の災害発生等の状況、社会情勢の変化により、変動が生じる場合があります。

対策時期についても、本市の財政状況等により、変動が生じる場合があります。

(単位：千円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
対策内容	—	屋根	電気	—	内部	電気	—	—	—	給排水	
費用	0	33,000	22,000	0	885	33,805	0	0	0	18,936	
年度計	0	33,000	22,000	0	885	33,805	0	0	0	18,936	108,626